

申請者各位

茨城県総務部税務課

### ワンストップサービス（OSS）のシステム更改に伴う注意事項

自動車税（種別割・環境性能割）に係る申告・納付に関するシステムである OSS 都道府県税共同利用化システムは、令和 5 年 1 月 4 日にシステム更改を実施する予定です。

現行システムから更改システムへの切り替えに際し、現行システムの運用終了時点（令和 4 年 12 月 28 日 17 時）において、自動車税（種別割・環境性能割）の納付番号を発行済で未納付の申請は、更改システムで OSS 申請を継続することができません。

つきましては、下記の注意事項を御理解の上申請いただくよう、御協力をお願いします。

### 記

#### 1. 年内の OSS 申請完了日について

OSS 申請が継続できないケースが発生しないよう、余裕をもって申請を完了させるため、令和 4 年 12 月 27 日（火）までに OSS 申請を完了させるよう御協力をお願いします。

#### 2. OSS 申請を継続できない状態となった場合について

上記の OSS 申請が継続できないケースが発生した場合、更改システムでは OSS 申請を継続できないため、窓口申請に変更する必要があります。

窓口申請への変更方法については、「OSS 申請継続不可となった場合の対応フロー」を御確認ください。

この際、発行済納付番号を使用した ATM やインターネットバンキングからのお支払いは行わないでください。※2 重納付になってしまうため。

## OSS申請継続不可となった場合の対応フロー

令和5年1月4日以降

